

第 12 回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和 3 年 6 月 10 日

## 第 12 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 令和3年6月10日（木） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 14 号  
農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 3 報告第 15 号  
農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 4 報告第 16 号  
農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について（報告）
- 第 5 議 第 24 号  
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 6 議 第 25 号  
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 7 議 第 26 号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	10 番	中島 紀昭
11 番	小川 雅嗣	12 番	横江 吉美	13 番	中村 好明
14 番	堀 裕子				

### ・会議に欠席した委員

9 番 木下 範明

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

2 番	吉川 眞史	3 番	田村 捨要	5 番	久保 和久
6 番	三澤 茂	7 番	山田 稔幸	8 番	中川 正平
9 番	杉江 日出男	10 番	葛原 孝博		

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主査	米田 由佳
主任	宇野 耀				

事務局長 定刻となりましたので、ただいまから第12回農業委員会総会を開催いたします。

目下、コロナウィルス感染症対策として、庁舎内は、換気のため窓の開放を行っておりますこと、予め、御了承願います。

ただいまから第12回農業委員会総会を開催いたします。

本日、9番 木下 範明委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中 13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことを御報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報に関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

それでは、農業委員会憲章の唱和をお願いします。

( 農業委員会憲章の唱和 )

事務局長 ありがとうございます。それでは、会長よろしく願いいたします。

会長 皆さま、こんにちは。

昨日、今日と暑い日が6月に入ってまだ10日なんですけれども、11時現在で兵庫県の猛暑日も出ております。異常気象というか、温暖化というか、人間もそうですが、植物にとっても過酷な環境なのではないかと思えます。農業は、稲作だけでなく全般にこういった天候不順等がありますと、作柄が悪くなったり、作業に支障が出たりします。本当に農業をやっていく上でマイナス面ばかりな様な気がしてなりません。マイナスばかりでありますけれども、人間の知恵と技術等は年々上がっている様ですので、皆さんも頑張っていて、農業を進めていって欲しいと思えます。私の所も田植えが終わりまして、皆さんもこれから稲刈りのシーズンだと思えますけれども、体には十分気を付けてください。

この前も、こちらに持ってきたのですが、これは竹の花です。先日NHKでもやってましたけど、ハチクが120年に1回咲きます。モウソウチクが67年に1回花が咲くそうです。花が咲いた藪も全部茶色になって枯れてしまいますので竹の子も出てません。集町のグリーンハットの近くの竹やぶなんですけど、たまたま田んぼをしている隣がいつも藪が出てきて邪魔だと言っていたらその竹が丁度枯れてくれまして、異常気象ではないと思うんですけど、120年に一度の一生に一度、見るか見ないことであります。植物の観察として御覧ください。

会長           ただいまから、第12回 草津市農業委員会総会を開会します。  
                  本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これを御了承願います。

会長           それでは、これより日程に入ります。  
                  日程第1 会議録署名委員の指名を行います。  
                  会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号6番 堀井 信一委員、議席番号10番 中島 紀昭委員以上の兩人を指名いたします。

会長           次に、日程第2 報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について」番号1番を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局          それでは、報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明いたします。

                  この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

                  今月の届出は1件です。

                  議案書は2ページでございます。

                  番号1番について、届出人が露天資材置場として、本人が所有する山寺町地先の登記地目 田、現況 雑種地の土地1筆573㎡を転用されようとするものです。

                  当該地は前所有者が平成19年頃に隣接地と併せて建設会社に資材置場として賃貸しており、隣接地は当時転用届出がなされたものの、当該地は届出がなされないまま現在まで資材置場として使用されてきたものであり、今回経過書を添付のうえ、届出がなされました。

                  周囲は、山林、雑種地、宅地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

                  本届出につきましては、「農地法関係事務にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、5月21日付けにて、専決規定に基づき、局長専決により受理しております。以上です。

会長           以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報告第14号を終わります。

会長 次に、日程第3 報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番から番号3番までを議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 続きます、報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は3件です。議案書は3ページ、4ページでございます。

はじめに番号1番と番号2番は関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

本案件は番号2番の譲受人である市内で不動産業、建設業を営む事業者が、追分南九丁目地先において開発面積約3,000㎡の分譲宅地14区画を計画されているものです。当該地には山林が多く含まれ、今回は開発地のうち土地6筆計1,734㎡について転用の届出がなされました。契約内容の違いにより2件に分かれて届出がなされ、まず、番号1番については、譲渡人が所有する追分南九丁目地先の登記地目 田、現況 山林の土地1筆261㎡を開発区域外にある譲受人が所有するため池と交換されます。また、番号2番については、譲渡人が所有する追分南九丁目地先の登記地目 田、現況 雑種地の土地4筆計1,429㎡、登記地目 畑、現況 雑種地の土地1筆44㎡、計1,473㎡を譲受人が売買にて取得されます。番号1番の土地については山林化しており、また、番号2番の土地については隣接地の造成および道路整備に伴い駐車場や資材置場として利用されてきたとのことで、顛末書添付のうえ、届出がなされました。

前面道路高に合わせ、切土、盛土を行います。

雨水排水については、造成地内に新設する側溝を介し、北側の市道追分矢倉南山田線の道路側溝へ放流されます。

周囲は、道路、ため池、譲受人所有地、宅地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に番号3番は、譲受人が、宅地として利用するため、譲渡人が所有する矢倉二丁目地先の畑1筆89㎡、登記地目 田、現況 畑の土地1筆142㎡、計231㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

現況 畑のため、造成工事は行われず、地ならし程度の整地を行います。

周囲は、道路、宅地、譲受人所有地、田であり、田の所有者から隣地承諾を得られております。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、2番につきましては5月25日付け、番号3番は5月14日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。以上です。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

会長 無いようですが、ちょっとよろしいですか。  
1番と2番ですけど、3,000㎡超えると言われませんでしたか。

事務局 およそ3,000㎡です。

会長 3,000㎡を超えるのですが、二つに分けて申請すれば3,000㎡以下となるのでしょうか。

事務局 いえ、一帯の開発区域としてみますので、いくつかの届けに分けようとも面積は一つとして考えます。しかしながら、3,000㎡のうち山林が1,300㎡ほどあります。農地転用面積は3,000㎡以下となります。そもそも市街化区域ですので、県の諮問案件ではございません。申請を分けたから面積を別々にみるという考え方は農地転用ではしておりませんのでよろしくをお願いします。

会長 ありがとうございます。

会長 他に発言等ございませんか。

会長 発言が無いようですので、報第15号の報告を終わります。

会長 次に、日程第4 報告第16号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番の案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして、報告第16号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

議案書の5ページを御覧ください。

この届出は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知であり、

農地法第3条による賃貸借権の設定を解除するものです。今月は1件の届出がありました。

番号1番は、後ほど説明させていただきます農地法第3条の許可の番号1番と関連する案件です。

賃借人は賃貸人が所有する山寺町地先の田2筆計2,326㎡に対して、農地法第3条による賃貸借権の設定をされておりましたが、今回、解約について合意に至ったことから届出がございました。

解約の理由につきましては、賃借人が高齢により耕作が困難となってきたためであります。

今後は、賃貸人の叔父が耕作されることから、同時に農地法第3条の申請がなされております。

なお、この解約通知書につきましては、5月12日付けにて受理しております。

以上、賃貸借の解約通知1件について、受理しましたので報告いたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報告第16号を終わります。

会長 次に、日程第5 議第24号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして、議第24号 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。今月の申請は3件です。議案書は6ページです。

番号1番は、先ほどの農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知の番号1番と関連する案件です。

借人が貸人の所有する山寺町地先の田2筆計2,326㎡に使用貸借権を設定されようとするものです。

当該地については、農地法第3条の賃貸借にて他の方が耕作されておりましたが、高齢により耕作が困難になってきたため、合意解約がなされました。

貸人は自作することが困難であることから、貸人の母親の弟である借人が耕作されようとするものです。

栽培計画については、今後、水稻を作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地は5, 433㎡となりますことから、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。第2号の法人要件および第3号の信託要件については、譲受人は個人であるため該当いたしません。第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。第7号の地域調和要件については、譲受農地の地域生産組合と農地取得後の耕作ルール、農地の保全等について調整されておられますことから、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

次に番号2番は、譲受人が譲渡人の所有する岡本町地先の田1筆317㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、耕作地を増やして、規模の拡大を図ろうとされております。また、譲渡人は自作が負担となっており、希望者がおられれば譲渡しても良いと考えておられました。そのため、両者で話がまとまり今回の申請に至ったものであります。

栽培計画については、今後、水稻を作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地は6, 332㎡となりますことから、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。第2号の法人要件および第3号の信託要件については、譲受人は個人であるため該当いたしません。第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。第7号の地域調和要件については、当該地は譲受人の住所地である岡本町地先であることから、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

次に番号3番は、譲受人が譲渡人の所有する下笠町地先の畑1筆312㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農業規模の拡大を図ろうとされております。また、譲渡人は、高齢により耕作が困難になってこられました。そのため、両者で話がまとまり今回の申請に至ったものであります。

なお、譲受人は、京都市にお住まいですが、既に南山田町地先の田5, 297㎡、下笠町地先の田8, 732㎡、計14, 029㎡を耕作されております。

栽培計画については、今後、当該地にはねぎを作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地は14, 341㎡となりますことから、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。第2号の法人要件および第3号の信託要件については、譲受人は個人であるため該当いたしません。第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。第7号の地域調和要件については、譲受農地の地域生産組合と農地取得後の耕作ルール、農地の保全等について調整されておられますことから、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請書3件について、添付書類等を確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますようお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番と2番の案件につきましては、議席番号1番委員をお願いします。

1番

1番の案件は、田んぼで、貸人の母親の弟である借人がそのまま使用貸借されるということです。周囲はきれいに整備された田んぼの状態です。特に問題はございませんでした。

2番の案件は、譲受人が自分の田んぼの隣を売買で購入するという状態です。周囲も田んぼでございます。特に問題とすることはございませんでした。以上です。よろしく御審議をお願いします。

会長

ありがとうございます。

番号3番の案件につきましては、議席番号7番の私が説明します。

3番の案件でございますが、譲受人は説明のありました通り、市内で1.4ヘクタールほど、耕作されております。私も下笠で何筆か田んぼをしていますが、ちょうど隣に作っておられまして、既に下笠3筆とも田んぼは植わっておりますし、カラス除けの糸等張って丁寧に作業されておられます。京

都市に在住ですので、こちらまで常に田んぼ等の管理に来ておられます。推進委員さんと個別ではありますけど、確認させていただきましたが、当該地は畑でありまして、一部ハウスが建っております。遠いので、こちらで車を止めたり、機械を置いたりされるのかなと思ひまして、もし建物等を建てられることがあっても、3年3作はして頂くようにと念を押しております。又、当該地は、譲渡人以外のいわゆるやみ小作で野菜等を作付けされている方がおられますが、今現在、なすび、きゅうり等の夏野菜、また菊の花等が植わっていましたが、今シーズンの収穫が終わり次第返還するということですので、遅くとも年内には渡せるということをございましたので、何ら問題ないと考えております。よろしくお願ひいたします。

会長                   これより、質疑に入ります。  
                          ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願ひます。

推進委員           受け人の所有する面積はゼロですか。  
7番

会長                   14,029㎡ですね。  
                          資料の方は1番も3番も受け人の面積はゼロになってはいますが、事務局が読み上げられたところ、1番の面積もあります。

推進委員           資料のミスですか。  
7番

事務局              申し訳ございません。資料の印刷ミスでございます。今回の譲受人の名義が奥さんになっておりますが、先程申し上げた面積は御家族全体の面積でございます。その他は旦那さんの名義になっておりますことから、議案書を作る時に奥さんの所有農地ということで数字を引っぱってきてしまいましたので、ゼロになってしまっておりますが、世帯で見ますと、1.4ヘクタールでございますので、誤植となります。訂正の御記入をお願いしたいのですが、議案書の6ページの1番の山寺町の受け人の耕作面積は、54.3という数字をお願いいたします。3番下笠町につきましては、140.3を御記入願ひます。お詫びして訂正いたします。

会長                   これは、購入後の数字ですよ。

事務局 すみません。購入前ですので、1番の譲受人の耕作面積は、31でお願いいたします。3番は今の数字で正しいです。

3番 一つよろしいですか。奥さんの名前だから、ゼロでも購入オーケーと言われましたけれど、これは、今まで世帯として考えてきているということですか。

事務局 そうです。農地法の耕作面積は、世帯でみております。

会長 もう一点よろしいですか。  
売買の場合なら5反要件は必ずいると思いますが、1番は使用貸借ですが、使用貸借の場合でもいるのですか。

事務局 はい。使用貸借、賃貸借の場合でも許可の際は5反要件が関係いたします。

会長 利用権設定だけは、関係なしですか。

事務局 利用権設定の場合は、農地法ではございませんので該当いたしません。

会長 はい、ありがとうございます。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。ただいま議題となっております議第24号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第24号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6 議第25号「農地法第4条第1項の規定による申請に対

し、許可をすることについて」番号1番、番号2番を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

続きまして、議第25号 農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は2件です。

議案書は7ページです。

はじめに番号1番は、申請人が露天貸駐車場として、本人が所有する川原町地先の登記地目 田、現況 雑種地の土地1筆169㎡を転用されようとするものです。

申請地は約30年前から隣接地の宅地と一体で資材置場として利用され、今回、顛末書を添付のうえ、申請があったものでございます。

周囲は、宅地、雑種地、道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件のため、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条第6項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に、番号2番は、申請人が個人住宅として、本人が所有する北大萱町地先の登記地目 田、現況 宅地の土地1筆84㎡を転用されようとするものです。

申請地には昭和54年に申請人の父親により住宅、風呂、車庫が増改築されており、今回、申請人が相続をなされ、手続きを進めていく中で、転用手続きがとれていないことが判明し、経過書添付のうえ、申請があったものでございます。

既に宅地として利用されており、工事等はございません。

周囲は、宅地、水路、道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農

地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件のため、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条第6項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上、2件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番

5月16日に、推進委員さんと現地確認に行っておりました。顛末案件で誠に申し訳ございませんが、今、事務局がおっしゃった通りですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

番号2番の案件につきましては、議席番号9番委員が本日欠席のため、委員の確認内容について事務局から説明をお願いします。

事務局

先日、9番委員よりお電話にて伺っておりますのは、今回顛末案件でもあり、特に問題ないと考えていると聞き及んでおります。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

会長

御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第25号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第25号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7 議第26号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして、議第26号 農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は4件です。

議案書は8ページ、9ページです。

はじめに番号1番は、譲受人が、露天駐車場として、譲渡人が所有する矢橋町地先の畑2筆計532㎡、登記地目 畑、現況 雑種地の土地3筆計291㎡、合計823㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該地の現況 雑種地の土地3筆につきましては、過去に畑として貸し出していたものの、耕作者の死亡により不耕作となり、その跡地を露天駐車場として利用されてまいりましたことから、今回顛末書を添付のうえ、申請がありました。

申請地の残りにつきましても畑であることから、地ならし程度の整地を行います。

雨水排水につきましては、集水枿を介し、南側の道路側溝へと放流されます。

周囲は、譲渡人所有地、宅地、道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に草津総合病院および老上西小学校があり、公益的施設の整備状況が一定程度に達していることから第3種農地と判断されます。また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書および融資証明書の添付があり、事業の

目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号2番と番号3番は関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

借人は障害のある方の就労支援をされているNPO法人であります。作業所を整備するため、貸人が所有する北山田町地先の土地を賃貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

地目、面積については、番号2番は登記地目 田、現況 雑種地の土地1筆167㎡、番号3番は畑1筆4.02㎡であります。番号2番の現況 雑種地の土地については、以前の所有者が農地転用の手続き中に亡くなられ、状況が混乱する中、転用の申請が完了しないまま駐車場として利用されてまいりましたことから、今回顛末書を添付のうえ、申請がありました。

隣地との境界には、L型擁壁を設置し、盛土を行います。

雨水排水につきましては、会所柵を介し、南側の市道北山田西3号線の道路側溝へと放流されます。

周囲は、雑種地、道路、譲渡人所有地、水路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号4番は、譲受人が、露天駐車場を整備するため、譲渡人が所有する南山田町地先の登記地目 田、現況 畑1筆398㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界にはL型擁壁を設置し、盛土を行います。

雨水排水につきましては、敷地南側の道路側溝へ放流されます。

周囲は雑種地、道路、譲渡人所有地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投

資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および融資証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上4件、添付書類等確認いたしましたますが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番 5月13日に現地確認をさせていただきました。譲渡人の方が、うちの町内会とご一緒でございます。西側にはお寺と民家があり、また、南側には民家と道路がありまして、水田、田んぼ等もなく利害関係もないと、隣地確認されてまして問題ないと判断いたしました。どうかよろしくお願い申し上げます。

会長 番号2番、3番の案件につきましては、議席番号5番委員をお願いします。

5番 確認報告をいたします。

5月17日に、推進委員さんと確認に寄せていただきました。その結果、ただいま事務局の方より御説明があった通りでございます。道路面、また排水面につきましても問題がございませんでしたのでどうかよろしくお願いをしたいと思っております。

会長 番号4番の案件につきましては、議席番号6番委員をお願いします。

6番 5月11日に推進委員さんと現地確認をさせていただきました。

事務局の御説明の通り、排水等問題ありませんので御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方

は挙手願います。

1 4 番 図面について教えてほしいのですが、1番は全部で5筆であってますか。とんでいるところも合わせて5筆ですか。

事務局 申請地が5筆になります。

1 4 番 申請地と申請地の間のところは何ですか。

事務局 これは、今年の当初に農地転用と開発が出てきたんですけど、間は家の専用通路みたいに宅地の一部になってまして、ぐねっと曲がった敷地で、図面でいいますと、●●●●ー●の数字の横に家が建ちます。間を通ってその奥に家が建ちます。大きな畑があって、宅地にするその残りを今回、駐車場にする土地利用計画でして、両サイドに駐車区画が分かれていますけど、これで間違いございません。

1 4 番 申請地の番地はきちんと記載しなくて良いのですか。まとめて何筆で良いのですか。乱暴だなど思うのですが、番地の記載はいらないのですか。

事務局 そうですね。実際には全部書いておくべきかなと思います。

1 4 番 同じ理由で2番、3番は、所有者が違うけれども外1筆というのは土地の区画は違うはずなので、まとめてしまうと何の意味もないのかもしれませんが、乱暴な気がするのですが、良いのですかね。

事務局 この太枠については、申請地を分かりやすくするため事業者さんから土地利用計画図をもらった後で、事務局の方で申請地のマークのためにつけさせていただいた番号になりますので、次回からこの様な表記にならないように気を付けてさせていただきます。これは、事業者さんは書いておられないので、事務局が後から付けさせていただいた地番になりますので、次回の作成から気を付けたいと思います。

1 4 番 ありがとうございます。以上です。

会長 同じようなことですが、最後の図面ですが、簡単に書きましたという感じですが、公図に近いような図面で公図を出してこなければならないことはあるのですか。

事務局 公図は公図という添付書類をいただいております。御承知の通り、公図と現況は違うこともあり得ますので、公図はあくまで、地番の並びのみを示していますので、公図に近い土地利用計画図というよりは、現況平面図に近い土地利用計画図を付けなければならないという決まりにはなっております。

会長 もう少し拡大して分かりやすい地図にしてもらえれば良いと思います。

事務局 はい。

会長 他に質問等ございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。ただいま議題となっております議第26号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第26号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後 2時22分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和3年6月10日

会 長 山本 英裕 \_\_\_\_\_

署名委員 堀井 信一 \_\_\_\_\_

署名委員 中島 紀昭 \_\_\_\_\_